

大道義知 9月定例会 代表質問原稿（22分）

南区選出の大道義知でございます。私は、公明党議員団を代表し、久保議員、吉田議員に引き続き、市政一般について質問をいたします。

まず冒頭に、東日本大震災をはじめ 12 号及び 15 号台風など、度重なる大規模自然災害でお亡くなりになられた方々のご冥福を、お祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

また、今も尚、復旧復興のため、不眠不休の支援活動にご尽力されている行政職員や、支援ボランティアの皆様など、多くの関係者の方々に、心より敬意と感謝を申し上げます。「運命の挑戦に対し、雄々しく応戦していく中に、新たな文明は生まれてきた」と叫んだのは、世界的歴史学者のアーノルド・トインビー博士であります。自然とともに生きる運命にある人間に対して、自然災害は、まさに「運命の挑戦」と言えますが、支え合う人間の心の絆による弛まぬ応戦によって、現在の危機を乗り越えられるものと確信します。私たち公明党議員団も、復興支援に全力で取り組んでまいりる決意でございます。どうか一日も早い復興をお祈りするものであります。それでは質問に入ります。

【再生可能エネルギーの普及拡大について】

はじめに、再生可能エネルギーの普及拡大についてお尋ねいたします。

東日本大震災による原子力発電所の事故は、我が国のエネルギー政策の根幹を揺るがすものとなりました。こうした中で、今、再生可能な自然エネルギーへの関心が飛躍的に高まってきております。

先日、私は京都で開催された、「みんなのエネルギー環境会議」を傍聴してまいりました。会議には、エネルギー政策の専門学者をはじめ、所謂「反原発」

「脱原発」を目指し活動されている方、原発推進派の立地県の関係者、エネルギーの未来を担う若者等、多くの方々が参加され、今後のエネルギー政策についてオープン

な議論がなされていました。会議を傍聴し、私が率直に感じたのは、持続可能なエネルギー創出による循環型社会を実現するためには、これまでのエネルギー政策の現実を直視し、検証した上で、エネルギー政策の未来への道筋について、現実的な対応が迫られていること。

そして、グローバルなエネルギー政策を、身近に取り組むべきローカルな課題として受け止め、地域の視点に立ってオープンに議論し、みんなで考える市民参加型のエネルギー政策を粘り強く進めていくという、まさにグローバルな視点に立った行動が改めて私たち一人一人に求められているということでした。

先の国会では、再生可能エネルギーの普及拡大を国家戦略として推進するため、EU 環境先進国の動向を踏まえ、固定価格買取制度の導入を規定した、いわゆる、「再生可能エネルギー買取法」が、民主、自民、公明三党による修正合意を経て可決成立いたしました。

今後は、この買取法を踏まえた地方への補助金交付等の支援策により、本市が実施する再生可能エネルギーの普及拡大に弾みがつくものと思います。それだけでなく、民間企業や、地域、市民が主体のビジネスベースでの発電事業にも広く展開されていくものと大いに期待しております。しかしながら、再生可能エネルギーの発電事業が、ビジネスとして成り立つか否かは、今後、国に設置される「調達価格等算定委員会」で検討される具体的な買取の価格や期間に大きく左右されると言われております。

どうか市長におかれては、買取の内容が、電気料金への（過度）の転嫁を招いたり、今後地域で積極的に展開される様々な発電モデル事業等に、水を差すことなく、真に再生可能エネルギーの普及拡大に向けてインセンティブが図れるものとなるよう、国に対して積極的な提言を行い、働き掛けていくべきであると考えます。「指定都市自然エネルギー協議会」の会長である門川市長の見解を求めます。（質問①）

さて、今議会では、太陽光発電システム設置補助として1億円増額補正予算が可決成立いたしました。これは東日本大震災を契機に、自然エネルギーへの関心が高まり、補助金申請件数も、昨年度同期と比較して約3倍と大幅に伸びたことに、対応されたもので増額補正は持続可能エネルギーの普及拡大に向けて追い風となるものと期待しております。

この夏私は、循環のまちづくりを推進する福岡県大木町における地域共同型の太陽光発電所を同僚議員とともに調査してまいりました。地域住民が資金を出し合い、その原資で地域の小学校に太陽光発電設備を設置運営。そこで生まれた電力を電力会社に買い取ってもらい余剰分を出資者に還元するというもので、まさに市民参加型・地域一体型の取り組みと言えるもので、大いに参考になるものでした。

私は、本市における持続可能なエネルギーの普及拡大においても、今後は、大木町のように市民参加型の仕組みをつくり上げていくことが重要だと考えます。そこで市長にお尋ねいたします。こうした太陽光発電への市民の関心の高まりや、再生可能エネルギー固定価格買取法の成立を踏まえて、本市でも、従来の個々の市民への設置補助に加えて、市民の誰もが少ない費用負担で気軽に再生可能エネルギーの普及拡大に関わることができる、「市民参加型・地域一体型」の共同発電制度の創設を検討されてはと、考えますが、いかがでしょうか。お答えください。（質問②）

【市民後見人の養成について】

次に、判断能力にハンディのある高齢者の契約や生活をサポートする「市民後見人」についてお尋ねいたします。

本年6月、介護保険法が改正されました。これは、高齢化の一層の進展と介護サービスを取り巻く課題に対応するため、「人材の確保とサービスの質の向上」、「高齢者の住まいの整備促進」、「保険料の上昇の緩和」、「認知症対策」等を具体的に推進するため

のものです。

中でも認知症対策については、高齢化が一層進み、一人暮らしの高齢者が増大する傾向にある中、財産や権利等を引き継ぐ親族による後見人が減少している現状の課題を踏まえ、成年後見制度の担い手のひとつとして、地域で高齢者を支える「市民後見人」の制度が明文化され、その人材の養成と活用を目指すものとなっております。

平成12年介護保険制度と同時にスタートした成年後見制度は、11年が経過し年々利用者も増加してきておりますが、身寄りのない人や親族と疎遠になる人の増加によって、制度発足当初9割を占めていた親族後見人は今では6割を割り込んでいます。

また、多額の金銭が絡む悪徳商法トラブルや複雑な権利関係にある案件では、弁護士や司法書士等、専門職の後見人を必要とせざるを得ず、高額な利用負担や手続きの煩雑さなどから、制度を必要とする高齢者の利用には至っていないのが実態ではないかと思えます。

こうした社会背景のもと、新たな担い手として期待されるのが、「市民後見人」であります。

「市民後見人」は、弁護士や司法書士などの専門職後見人と比べ、費用が低額に済むことや経済的負担が困難な市民の利用促進にもつながる等の利点がありますが、高齢者に代わって身の上監護や財産管理に関わる判断を行う必要があるため、現実には、相当な専門知識の修得はもちろんのこと、「本人の意思を尊重」する判断と権利を擁護する確かな行動規範も求められるなど、今後、「市民後見人」を制度として定着させるためには、制度の普及と併せ、人材確保策等、多くの課題を抱えているのも事実であります。

本市ではすでに地域権利擁護事業や、見守りサポーター等を通じ、高齢者を支援をされてきておられますが、高齢化が一層進む本市としても、介護保険法改正を機に、今までの町衆のチカラを土台に、専門家や大学、NPO 団体等とも連携を図り、京都の特性

を活かした「市民後見人養成プログラム」を早期に確立すべきと考えます。市民後見人養成の基本方針と事業化に向けた今後のスケジュール等について、具体的にお示しください。(質問③)

【前立腺がん検診制度導入について】

次に、日本人の死亡原因のトップとなっている「がん」対策についてお尋ねいたします。

平成18年に「がん対策基本法」が制定されて以降、がんの予防対策の推進がなされ、がん検診の質と、受診率の向上が図られてきました。

本市においても、がんの早期発見のため、これまで様々ながん検診を実施しており、特に平成21年度からは、女性特有のがん検診推進事業として、

「子宮頸がん」、「乳がん」検診の無料受診券を配布するなど、がん予防に大きく寄与しております。

しかしその一方で男性特有のがんである「前立腺がん」の予防対策は遅れているのではないのでしょうか。

日本人のがん死亡者の約3.5%を占めている「前立腺がん」は、近年増加傾向にあり25年前と比較すると倍増しております。しかも男性の部位別の罹患者数でも4番目に高くなっているにも関わらず、公費助成による制度化も遅れており、がん予防対策としても大きな課題となっております。男性特有の「前立腺がん」は、主に50歳以上に発症する確率が極めて高く、今後、長寿化とともに、男性がんの死亡者の上位になると言われております。

「前立腺がん」の予防には、他のがんと同様に、がん検診による早期発見・早期治療が有効とされており、公費による検診制度としては、全国の約半数の自治体で実施、政令市でも19都市中、11都市が実施しております。

男性特有の前立腺がんの検診は、採血検査による簡便なものであることから、検診の制度化は、多くの受診者が見込まれ、女性と同様に男性のいのちと健康を守る政策に大きく寄与するものと確信します。本市においても、男性特有のがん対策として、「前立腺がん」の検診制度を、早期に実施すべきと考えます。制度実施の具体化に向けた市長の見解を求めます。(質問④)

【中学校における武道の必須化について】

次に、中学校における武道の必須化についてお尋ねいたします。

学習指導要領の改訂により、来年度より中学校 1 年生 2 年生の保健体育科目において、武道とダンスが従来の選択制から必須科目となります。

今回の改訂は、「生きる力」を育むという現行の学習指導要領の基本理念をふまえつつも、「生きる力」の理念を実現するため、これまでの学校現場での課題を踏まえ、指導面での具体的な手立てを確立することを目指すものとされております。そうした中で、武道の必須化については、改正教育基本法に示された「我が国郷土の伝統や文化の尊重の理念」を具体化するものとされております。

私も、小学校から高校卒業まで剣道に親しんできた一人として、今回の武道の必須化による教育的効果に大きな期待をしております。一方ダンスの必須化は、「豊かな心や健やかな体の育成と表現力を育むための学習活動」の具体化であり、ダンスを通じて生徒たちの表現力やコミュニケーション力が一層育まれものと期待をしております。

さて、本市教育委員会では、来年度からの武道の必須化を前に、すでに全中学校のうち、62 校で柔道、3 校で剣道、11 校で相撲、というように選択制の現行要領のもとで武道による教育を進めてきておりますが、多くの学校が柔道を実施しております。来年度からは、今までの柔道・剣道・相撲の授業の継続を基本に対応されるのか。空手等の新たな武道教育の可能性は模索されないのか。基本方針を示すべきだと考えます。

武道の必須化に向けては、①武道に精通する教員の育成強化、②本物に触れる機会を提供する武道関係団体等との連携、③武道の授業に必要な施設整備、④女子生徒への武道教育指導、⑤また昨今裁判にも発展している柔道における授業中の事故の対応、⑥さらに柔道着の購入による保護者負担等、多くの課題を抱えているのが現状です。

来年度の武道の必須化に向けて、子供も保護者も安心できるよう、万全の体制で臨むべきと考えます。今後の対応策について教育長の具体的な答弁を求めます。(質問⑤)

【水道事業について】

最後に、水道事業についてお尋ねいたします。

本年6月から、8月にかけて、西京区洛西地区において、連続して水道管の破損事故が発生いたしました。とりわけ6月20日の事故は約1500世帯が断水、約15000世帯のガスが供給停止となる大規模なものとなり、市民の皆様に多大なご迷惑とご不便をおかけすることとなりました。

特にガスの供給停止に係る補償については、ようやく補償基準が示され、9月12日から、約1ヶ月間、損害補償の受付を実施されているところですが、市民の皆様に多大なご迷惑をおかけした案件であるだけに、その対応は極めて重要であると考えます。

その対応如何によっては、市民との信頼関係を再構築できる機会に、水を差すことにもなりかねません。どうか補償を求められる市民に対しては、損害及び補償の妥当性について証拠書類の提示だけで終わることなく、面談による聞き取り等、誠実かつ柔軟に対応していただきたいことを強く求めておきます。

さて、今回の事故で改めて明らかになったことは、老朽化した配水管の更新事業の取組強化です。

今後、高度成長期に布設した大量の配水管が順次法定耐用年数である 40 年を超えることとなります。20 年度～24 年度までの「中期経営プラン」の実績と計画では、老朽配水管の更新は年間平均で、延長が 12 キロメートル、事業費は約 30 億円となっており、残念ながら本市の管路更新率は大都市平均の約 1%の半分の 0.5%にとどまっております。また、老朽化に伴う配水管の破損事故による漏水の年間発生件数は、昭和 50 年代には 1500 件近くありましたが、ここ 10 年間では、平均約 60 件と横ばい傾向にあります。現在の管路更新率の進捗では、今後老朽化した配水管の割合が高くなる分、破損事故が増加することが懸念されます。将来にわたっての安定供給を確保するため、更新地域の優先化等、限られた財源のもとで計画的に更新事業を強化推進していただきたいことを強く要望しておきます。(要望)

ここで私は、今後の水道事業の動向と、今回の事故を踏まえ、濁水発生時における水道料金の軽減措置制度の創設について提案をいたします。

水道管の破損事故により、濁った水が一時的に水道管を通じて家庭に流入することも少なくありません。こうした場合、通常、市民の皆さんは、濁水解消のために相当量の水道水を使用し対処されます。

また、計画的な工事等においても水道水の流れる方向や速さが変化することなどにより濁水が発生する場合があります。折りしも平成 24 年度末には、山ノ内浄水場が廃止になり、水道事業開始後、最大規模となる給水区域の再編が実施されることとなります。これまで山ノ内浄水場から給水していた区域を新山科浄水場など、他の浄水場から分担して給水を行うことになるため、給水区域の切り替えが必要となりますが、給水区域の切り替えを、計画的かつ慎重に実施しても、水道水の流れる方向や速さが変化することで、広域にわたって濁水が発生することが懸念されます。先ほど述べたとおり、濁水が生じた場合には、被害を受けた市民は、その解消策として相当量の水を流して対処することに

なるため、余分な水道量の分が翌月の水道料金に跳ね返ってくることになります。貯水タンクを有するマンションに至っては、大きな影響を受けることにもなりかねません。

他都市では、事故や計画的な工事に関わらず、濁水が発生した場合、水道料金に関わる軽減制度を設けておりますが、残念ながら、本市ではその制度がありません。私は、山ノ内浄水場の廃止に伴う給水区域の再編という今後の水道事業の動向と、今回の事故を踏まえ、市民との信頼を再構築する観点からも、濁水発生時における水道料金の軽減制度を創設すべきと考えます。いかがですか。お答えください(質問⑥)

以上、関係理事者の誠意ある答弁を期待し質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。